八戸・久慈地区

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８４号

青森県三戸郡三戸町大字川守田字中屋敷１番地５、前住所埼玉県秩父市中村町２丁目２番10号

債務者　牛間木　蘭

1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第８５号

青森県八戸市小中野８丁目７番８号　マンション紅花405、前住所青森県八戸市大字鮫町字山四郎蒔目15番地12

債務者　丹波由美子

1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６０号

山形県東置賜郡川西町大字洲島2312番地の２

債務者　梅津　昭仁

1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６３号

富山県高岡市吉久２丁目２番10号

債務者　石田美津枝

1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第６７号

富山県高岡市福岡町福岡1168番地

債務者　新井　利信

1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第９４号

富山県高岡市伏木矢田８番27号

債務者　堀　佐緒里

1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１２６号

三重県津市河芸町東千里708番地

債務者　後藤　浩之

1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２９号

三重県松阪市中林町397－２、住民票上の住所三重県志摩市志摩町和具4519番地

債務者　岩城　清二

1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　津地方裁判所破産係